

○吉本議長 通告3番目、6番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして総括方式で2点質問をいたします。

まず1点目は、成年後見制度利用促進法についてであります。

この法律は、昨年4月8日に成立した法律であり、長高齢化社会を迎えるに当たり、認知症、知的障害、その他の精神上的障がいがあることにより、財産の管理または日常生活に支障のある人を社会全体で支え合うことが、高齢化社会の喫緊の課題であり、この法律に関する施策を総合的・計画的に推進することとする法律であります。

この法律の中の第5条に、地方公共団体の責務が課せられておりますけれども、今後、当市の考え方についてお答え願いたいと思います。

そして、現在、当市で後見制度を利用されている人数は、1、親族後見人、2、専門後見人、3、市民後見人並びに身寄りのない高齢者等の申し立て不在の場合の後見制度を利用しなければならない方については、市長申し立て後見人により権利擁護がなされておりますけれども、当市に現在、そういった方は何人利用されているかもお答え願いたいと思います。

そして、この法律の23条には、努力目標ではありますがけれども、市町村において条例を作成し、この法律に基づく理念の施策の基本的な計画等さまざまな支援を講ずることを取り決める要請がなされておりますけれども、条例で定めている自治体も数カ所、現在、既にあります。当市の考え方について、お聞かせ願いたいと思います。

そして、現在、和歌山県では、社会福祉協議会が法人後見人として、11社協が活動されており、法人後見人として対応はしておりますけれども、現在は未受任の社協は4者あります。2者は法人後見人となることを現在検討されていると伺っております。当市においても、後見制度を使いやすくするためにも、今後、社協による法人後見が必要ではないかと思いますが、お尋ねいたします。

質問の2点目は、祖父母手帳の配布についてであります。

子育て世代にとって、祖父母世代のサポートは何よりも心強いものであります。祖父母世代が大切なお孫さんや健やかな成長を見守り、お孫さんとの楽しい時間を共有できるようにと祖父母手帳を作成し、配布している自治体があります。出生届時の子育てを手伝ってくれる祖父母がいるかを聞き取り、住民課の窓口で祖父母手

帳を渡しておられます。その他、子育て支援センターにも置いているそうであります。そして、住民の方には大変喜ばれているとのことでもあります。

この祖父母手帳の内容につきましては、まず、一緒に考えよう祖父母と父母のよい関係、ここが変わった子育ての昔と今、それと、昔と変わらない遊び、楽しく過ごす孫との時間、そして、地域も生かしてほしい祖父母力など等々がイラスト入りでわかりやすく書かれているそうであります。

ぜひとも、当市でこういった祖父母手帳を取り組まれたらどうか、ご提案申し上げます。

以上、2点についてよろしく願いいたします。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の、まず1番目、成年後見制度利用促進法についての1点目と3点目について、一括してお答えいたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第5条に規定する地方公共団体の責務、また、同法の第23条で努力義務とされた市町村の講ずる措置については、同法に基づいた国の成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月24日に閣議決定され、具体的内容が示されたところです。市としましては、県内の取り組み状況を注視しながら、先進自治体における事例の調査研究等を進めてまいりたいと考えております。

なお、現時点において、条例を定める考えはございません。

次に、2点目についてお答えします。

岩出市で成年後見制度における成年後見登記をしている人数につきましては、平成29年6月23日現在、101名となっております。親族後見人、専門後見人及び市民後見人の別につきましては、登記事項ではないため把握できません。

なお、市長申し立てにつきましては、人数が14名となっております。うち4名が死亡、4名の方が転出されており、現在、6名の方がこの制度を利用しております。

次に、4点目についてお答えします。

岩出市社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業により、自力で金銭管理等が難しい方々への支援を行っております。これに加え、法人後見を受任することは、体制的に困難であると聞いております。

続きまして、2番目、祖父母手帳の配布についてお答えいたします。

核家族化が進み、子供を育てる親の孤立化が問題となっております。育児不安を抱えていても誰にも相談できず、孤立する中で、虐待にもつながる危険があり、子

育て中の親に対する支援の充実が求められています。

市としましても、地方創生総合戦略において、子育て支援を基本目標の1つと位置づけ、各種施策を講じておりますが、行政だけではなく、さまざまな地域資源を活用することが必要です。このような中、祖父母が子育てを支援することは、昔に比べてより重要性を増し、特に、女性の社会進出が進む現代社会においては、その機会もふえていくものと考えられます。

しかし、その一方で、祖父母の時代からは子育ての方法は大きく変化しております。子育ての仕方をめぐる親と祖父母の関係悪化も心配されるところです。議員ご提案の祖父母手帳は、今と昔の子育ての違いや新しい子育て支援に関する情報が掲載され、親と祖父母が協力して子育てしていくことに資するものであると考えます。

現在、実施している自治体の状況を見ますと、冊子での配布のほか、電子母子手帳と同じく、ウェブサイトからダウンロードできるものもあるようです。今後、手帳の内容や配布方法とともに実施している自治体での活用状況、岩出市における必要性等を研究し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1番目の成年後見制度について、再質問を行います。

実は、この成年後見制度で、私、個人的に体験をしたことがございまして、知人が年々認知症が進みまして、自分の財産管理及び金銭管理もできなくなりつつあったときにですね、市ともいろいろ相談しながら、その方の今後のことをいろいろ検討したわけですが、その方の息子さん1人いてるんですけども、経済的DVといいまして、全部お金を取り上げしまうという、そういう状況が発生しました。

そういった場合に、その方の後見制度を対応しなければならないんですが、すぐには無理なんですね。裁判所の、当然決定も必要です。そのときに、先ほど、市のほうで答えていただいた市長申し立てによる成年後見制度を使っていただいて、弁護士が成年後見人となりました。そして、スムーズに全てが解決したことがございました。

そういうことで、今後、親族が後見人になるケースが多いとは思いますが、例えば、遠いところで、なかなか親の近くにはおれない場合もありましょうし、また、財産管理というのは、かなり専門的な知識も必要です。ただ、今、国がしようとしているのは、民間の後見人を養成していこうということは、ふだんの生活等に

においても簡単な後見的な権利擁護をしていこうと、できる範囲でやっていこうということで、この後見人になるためには、特に、資格は要らないんですね。そして、各市条例において、審議会等をつくって、そして、現実に研修会を行って、後見人を育てていくと。そして、費用の面も現在問題になってきております。大体平均月2万ぐらい、専門家に頼めば要るそうなんですけども、お金のない人には後見制度が使えないという状況になりつつあります。

そういったところでも、現在は、ボランティアで後見人を対応していくという団体もできつつあります。そして、ほぼ年間1,000円ぐらいで対応していくという、そういう団体も現実に和歌山県にはございます。

そういうことで、これからもできるだけ使いやすい状況をつくっていくということが、国のほうでも各市町村に努力目標として課せられているわけでありまして。

そこで、お聞きしたいんですけども、今後のことでは教えていただきましたけども、今現在、岩出市において、どういった成年後見に対して、また、そういった権利擁護に対して取り組みがなされているか、また、今後、市としてどのように考えていらっしゃるか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

成年後見制度、現在の取り組みはどうなっているのか、それから、今後どうしていくのかについて、2点あったかと思えます。

まず、現在の取り組みに関しましては、成年後見制度の利用の促進に関して、高齢者については、市長による法定後見の申し立てを行っており、岩出市地域包括支援センターにおいては、市のウェブサイトにおける広報あるいは権利擁護の相談対応の中で、家庭裁判所等に対する申し立ての支援を行っている状況であります。

また、障がい者につきましては、岩出市障害児者相談・支援センターにおいて、地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援制度を実施しております。また、関係課のカウンターへ制度利用に関するパンフレットを設置し、制度の周知に努めておるところです。

それから、今後の取り組みについてでございますけども、厚生労働省が取りまとめた認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）によりますと、平成27年の認知症高齢者の推計割合は15.7%となっており、また、平成32年の割合は17.2%となっております。これを機械的に岩出市の高齢者人口、平成29年5月末の1万1,593人

に当てはめると、平成27年の割合で、市の認知症の高齢者が約1,820名、平成32年の割合では約1,990名と推測されるところでありまして、認知症の高齢者の増加が懸念されます。

今後とも、これらの高齢者施策、障がい者施策を充実させるとともに、地域包括ケアシステムを構築する中で、また、高齢者とかかわる機会の多い民生委員・児童委員や介護保険事業所、地域でのふれあいいきいきサロンなどを通し、さらなる制度の推進を図ってまいります。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 最後に、1つだけちょっとご提案申し上げたいんですが、社会福祉協議会のほうで、法人後見人を受けているということは、先ほども私申しましたように、県下でもかなりの数に上ります。傾向としましたら、南紀のほうで、やっぱりどうしても多いということですね。そして、町ですね。例えば、南紀のほうですと、弁護士さん、司法書士さん、行政書士さん等々の専門家が少ないということも1つの理由にはあろうかと思えます。

そういうことで、社会福祉法人が受けて、そして、分担制をひいて、みずから後見人となっていく。また、依頼をしていくというケースだと思います。ただ、法人後見人になるメリットと申しますのは、実は、後見人は何人でもいいわけです。ということは、例えば、弁護士さんお1人でないといけないということでもないわけですね。だから、管財人、要するに財産管理が得意な後見人の方、そして、身の回りをいろいろやっていく後見人の方、そういうふうに分担制をひいて、法人として、1人の方について2人、3人をつけるというケースも、今多々あるように聞いております。

そういった意味で、社協として、窓口になって、そして、分担制をひきながら、ある面、ボランティアに委託をしていくという、そういうケースが多いように聞いております。

そういうことで、これからもできるだけ市民の方が安心して、そして、気軽にそういう制度を利用できるようなシステムをこれから構築していくことも必要じゃないかなと思ひまして、ご提案申し上げた次第でございます。

答弁をお願いします。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたように、社会福祉協議会で法人後見を受託しているところ、紀南のほうの社会福祉協議会が多いというところがございます。地域的に、弁護士であるとか、後見人を受託できる方がなかなか少ないというところもあって、紀南のほうに多いのかなというところでもあります。

今回のご質問、社会福祉協議会にお話をお伺いしているところの中では、確かに、県内各市町村の社会福祉協議会で情報交換をしておるところですけども、やはりそういうところはかなりあるというふうに聞いております。

対しまして、比較して、岩出市に関しては、現在、後見人を受託できる可能な方が、そういう地方と比べると、かなりいらっしゃるというところであるというところのお話も聞いております。

今後、高齢者の、特に、認知症の高齢者の方の増加で、法人後見の必要性というのは高まっていくと考えますので、その点につきましては、また、必要に応じて社会福祉協議会とお話をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。